

国立大学法人東京医科歯科大学物品検収センター設置要項

平成18年9月15日
制 定

(設置)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における固定資産、物品及び役務（以下「物件等」という。）の調達に係る納品のための検査（以下「検査」という。）を適正に実施するため、財務部財務企画課に物品検収センター（以下「センター」という。）を置く。

(組織)

第2条 センターは、湯島地区に設置し、駿河台地区及び市川国府台地区については分室を設置することができるものとする。

2 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター職員
- (4) その他センター長が指定する職員（以下「検査担当職員」という。）

3 前項第1号に規定する者は、財務企画課長をもって充てる。また、前項第2号に規定する者は、財務企画課副課長をもって充てる。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、本学の予算を財源（補助金を含む。）とする調達に係るものとする。ただし、工事並びに医学部附属病院の診療経費・一般管理費及び歯学部附属病院の予算を財源とする調達に係るものを除くものとする。

(検査の範囲)

第4条 センターにおける検査の範囲は、次の各号のいずれにも該当する物件等に限るものとする。ただし、役務においては、成果物の納品が伴う場合とする。

- (1) 契約金額が1000万円未満のもの
- (2) 技術審査を行う職員を任命しないもの

2 前項の検査の範囲は、国立大学法人東京医科歯科大学会計事務実施規則（平成16年規則第67号。以下「規則」という。）別表第1-2の「別に定めるもの」に該当するものとする。

(センター職員等の職務)

第5条 センター職員及び検査担当職員（以下「センター職員等」という。）は、前条の検査の範囲に関し、規則別表第1-2の「別に定める職員」に該当するものとし、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年規程第3号）第47条第2項に規定する検査を行う。

2 センター職員等は、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第5章の規定を遵守しなければならない。

3 センター職員等による検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 物件等請求伝票又は物品請求システムによる請求データに基づき、現品及び納品書の内容を確認

すること。

- (2) 前号に規定する内容を確認の結果、適正な場合は、納品書への検査済印を捺印すること。
- (3) 検査の結果について、必要に応じてセンター長に報告すること。
- (4) その他センター長の指示に基づき、検査に関し必要な事務を行うこと。

(特例物品の検査)

第6条 図書館、実験動物センター、リサーチコアセンターアイソトープユニット及び実験動物センター各飼養保管施設が管理する調達で、次に掲げるものの検査については、第2条第2項第4号に規定する検査担当職員が行うものとする。

- (1) 図書館で管理する図書及び雑誌
- (2) 実験動物センターで管理する動物及び動物飼育に直接要する消耗品
- (3) リサーチコアセンターアイソトープユニットで管理するアイソトープ類
- (4) 実験動物センター各飼養保管施設で管理する動物及び動物飼育に直接要する消耗品

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年9月15日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日制定)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日制定)

この要項は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日制定)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日制定)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月6日制定)

この要項は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則 (平成27年9月3日制定)

この要項は、平成27年9月3日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則 (平成29年1月19日制定)

この要項は、平成29年1月19日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月7日制定)

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月19日制定)

この要項は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。